

事業所名

委員名()

項目番号 (※1)	審 査 項 目		審 査 基 準	点数
1 法人の運営姿勢、実績及び経営状況について			《項目数:10項目 合計配点＝20点 ・ 最低基準となる点数＝10点》 2点:優れている 1点:妥当な内容 0点:不十分	0～2点
1	委託相談支援事業所の設置趣意について		設置の動機・目的が明確で、なおかつ東大阪市における障害福祉の充実に貢献しようとする熱意と具体性があること。	
2-1	法人の基本理念、経営理念の明文化とその内容について		理念の内容が確立され、明文化されていること。	
2-2	法人の基本理念、経営理念の職員、利用者への周知方法について		職員はもとより、パンフレット等の具体的方法により、利用者等に広く周知されていること。	
2-3	個人情報保護のための規程の整備状況や対策等について		個人情報保護の考えが確立され、個人情報保護規程が明文化されている。また職員採用時に誓約書をとるなど、退職後においても利用者の情報を漏らすことのないよう、必要な措置がとられ、利用者にも周知されていると認められる。	
2-4	法令等の遵守についての考え方について(労働関係法令の遵守を含む)		労働関係法令、障害者総合支援法をはじめとした各種法令等の遵守についての考え方が確立されているか。	
2-5	自己評価・外部評価及び情報公開に関する考え方について		①自身が提供するサービスの改善及び質の向上のため、自らが点検・評価し、利用者及び外部に公表する。②次に第三者（外部）の評価を受け、結果を公表するなど、①②の趣旨を理解し、積極的に取り組んでいる。	
2-6	地域との連携、交流について		地域での連携体制構築の必要性を理解されており、また、交流の機会等についても検討されているか。	
2-7	委託相談支援事業の役割について		委託相談支援事業所としての役割を理解しているか。	
3	運営実績、経験について		法人として、障害者を対象とした相談支援に関わる事業（指定特定相談支援事業所の運営等）の実績が5年以上あること。	
収支決算書・財産目録	経営の安定性、継続性	資産状況	直近の決算状況において、債務超過になっていないこと。	

項目番号	審査項目	審査基準	点数
2 適切な運営の前提となる事項		《項目数:10項目 合計配点=20点 ・ 最低基準となる点数=10点》 2点:優れている 1点:妥当な内容 0点:不十分	0～2点
委託相談支援事業所計画図面・近隣地図、土地・建物権利関係確認書類	委託相談支援事業所の事務所の場所	担当地域の障害者等が相談に訪れやすい立地や建物（バリアフリー含む）であること。	
	適切な事務所スペース	職員が事務を行う事務室、相談スペースが、適切かつ個人情報保護に配慮された形態で整えられている。または整えられる見込みがあること。	
	事務所の確保・維持経費	事務所の設置が関係法令に抵触せず、確保、維持がその地区内で安定した条件にあり、そのための費用が事業運営を圧迫するほど高額でないこと。	
配置予定職員一覧及び経歴書	相談支援専門員の配置について	相談支援専門員1名が、常勤専従で確保されている。または確実に確保できる見込みがあること。	
	相談支援専門員以外の配置について	資格要件を満たす専門職種が、担当地域ごとに定める人員配置基準どおり、確実に確保できる見込みがあること。	
	相談支援専門員の経験について	相談支援専門員が、相談支援業務に従事した経験が豊富であること。	
	欠員となった場合の対応方法	職員が欠員となった場合の対応方法を検討されていること。	
勤務形態一覧	職員の勤務体制について	勤務時間その他が適切な勤務体制となっていること。	
協議資料総括表	営業予定時間について	平日の日中は必ず営業していること。平日夜間、日曜・祝日・年末年始等の営業に前向きな工夫がされていること。	
収支予算書・資金計画書	事業遂行見通し	収支の見込みが妥当な内容であり、大幅な赤字もしくは大幅な黒字を想定していないこと。また立ち上げ経費が高額なために自己資金でまかなえないなど資金計画上のリスクが高い状況でないこと。	

項目番号 (※1)	審 査 項 目	審 査 基 準	点数
3 運営方針について		《項目数:20項目 合計配点=60点 ・ 最低基準となる点数=30点》 3点:大変優れている 2点:優れている 1点:妥当な内容 0点:不十分	0～3点
4-1	事業全般についての基本方針	委託相談支援事業所の機能・役割がよく認識されており、設置趣意の内容にも合致した明確な内容であり、かつ遂行の見通しが具体的であること。	
4-2	委託相談支援事業:相談・支援について	事業内容及び関連諸制度、社会資源がよく認識されており、アウトリーチによる相談支援に積極的であるなど、早期発見とニーズに的確に応じた確実な支援ができる見通しがあること。	
4-3	委託相談支援事業:障害者虐待防止等の権利擁護に関する援助について	障害者虐待防止法の内容がよく理解され、虐待防止業務に関係機関等と連携して取り組む姿勢が明確であること。また障害者の権利擁護に関する現状と成年後見制度・障害者差別解消法等の関連制度・法律をよく理解し、関係する専門職団体や市等との連携に熱意があること。	
4-4	委託相談支援事業:地域ネットワーク連携	担当地域において障害者が安心して暮らせる地域づくりを進めるために、地区別会議の活動、指定特定相談支援事業所等の障害者の支援に携わる機関や資源の状況を理解し、これらの関係機関とのネットワーク形成にどう取り組むかの展望を持っていること。	
4-5	自立支援協議会の運営について	自立支援協議会の円滑な運営に努める姿勢があること。	
4-6	公正・中立な事業実施を図るための考え方について	公正・中立性の重要性が十分理解され、そのための方策が明確であること。	
4-7	配置職員の資質の向上及び職員間の連携を図る方策について	職員の資質向上のための研修機会を積極的に確保しようとしていること。また職員間の連携の重要性を理解し、そのための方策が明確であること。	
4-8	市との連携について	市との信頼関係を築き、事業目的のために協力して取り組む方向性があること。	
4-9	基幹相談支援センターとの連携について	基幹相談支援センターの役割をよく理解し、協力して事業運営を進めるとともに、連携の重要性をよく理解し、積極的であること。	
4-10	他の委託相談支援事業所等との連携について	他の委託相談支援事業所等と連携・協力し、障害者の支援に取り組む姿勢があること。	
4-11	医療との連携について	地域内の医療機関や病院の医療ソーシャルワーカーと連携の必要性を理解されていること。	
4-12	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置について	苦情への適切な対応の重要性をよく理解し、公平かつ具体的で確実な処理体制を計画していること。	
4-13	夜間・休日等の緊急対応体制について	緊急に対応を必要とする事例が発生したときの、連絡を受ける体制及び担当職員への連絡体制が整っていること。	
4-14	各地域での障害者相談支援窓口について	障害者へのライフステージに応じた一貫性・継続性のある相談支援が期待できること。	
4-15	専門性の高い関係機関との連携の取り組みについて	困難ケースについては、専門機関や基幹相談支援センターと連携し、支援を行うこと。	

項目番号 (※1)	審 査 項 目	審 査 基 準	点数
4-16	各地区でのネットワーク網構築の強化	行政・相談支援関係機関・地域包括センター等との連携強化に努めること。	
4-17	サービス等利用計画の質の向上の取り組みについて	サービス等利用計画の質の向上の取り組みを図ること。	
4-18	事業所等へのスーパーバイズについて	事業所等へのスーパーバイズが期待できること。	
4-19	地域生活支援拠点整備について	本市における地域生活支援拠点の整備について、理解し、協力を努めること。	
	プレゼンテーション	その他委託相談支援事業の役割を果たすために、法人として独自に工夫しようとしている点やアピールしたい点があり、内容が先進的であること。	